

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………
- ……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………一
- 建築基準法による一団地の区域……………
- ……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………一
- 鳥獣捕獲等事業の変更認定……………
- ……………(環境局自然環境部計画課)……………三
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………(建設局道路管理部監察指導課)……………三
- 東京都功労者表彰……………(総務局統計部調整課)……………五
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………
- ……………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………五
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………
- ……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………六
- 平成二十八年十月二十八日付東京都規則第二百十三号……………七

### 正誤

## 告示

### ●東京都告示第千八百二十九号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき虎ノ門駅前地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年十一月八日

東京都知事 小池百合子

#### 一 組合の名称

虎ノ門駅前地区市街地再開発組合

#### 二 事業施行期間

平成二十八年四月十三日から平成三十三年三月三十一日まで

#### 三 施行地区

港区虎ノ門一丁目地内

#### 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

港区虎ノ門一丁目五番十六号

#### 五 変更の内容

事業施行期間を平成三十三年六月三十日まで延長する。

#### 六 事業計画の変更の認可の年月日

平成二十八年十一月八日

### ●東京都告示第千八百三十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二十二号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十八年十一月八日

東京都知事 小池百合子

定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十八年十一月八日

東京都知事 小池百合子

#### 一 対象区域の地名番及び認定年月日

対象区域の地名番 認定年月日

港区六本木七丁目三百二十二番七、同 平成二十八年十月九日

同番九から同番十二まで、同番三十四、月十四日

同番三十九から同番四十三まで及び同番四十六の一部

#### 二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎二十四階中央)

### ●東京都告示第千八百三十一号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第千四百十四号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年十一月八日

東京都知事 小池百合子

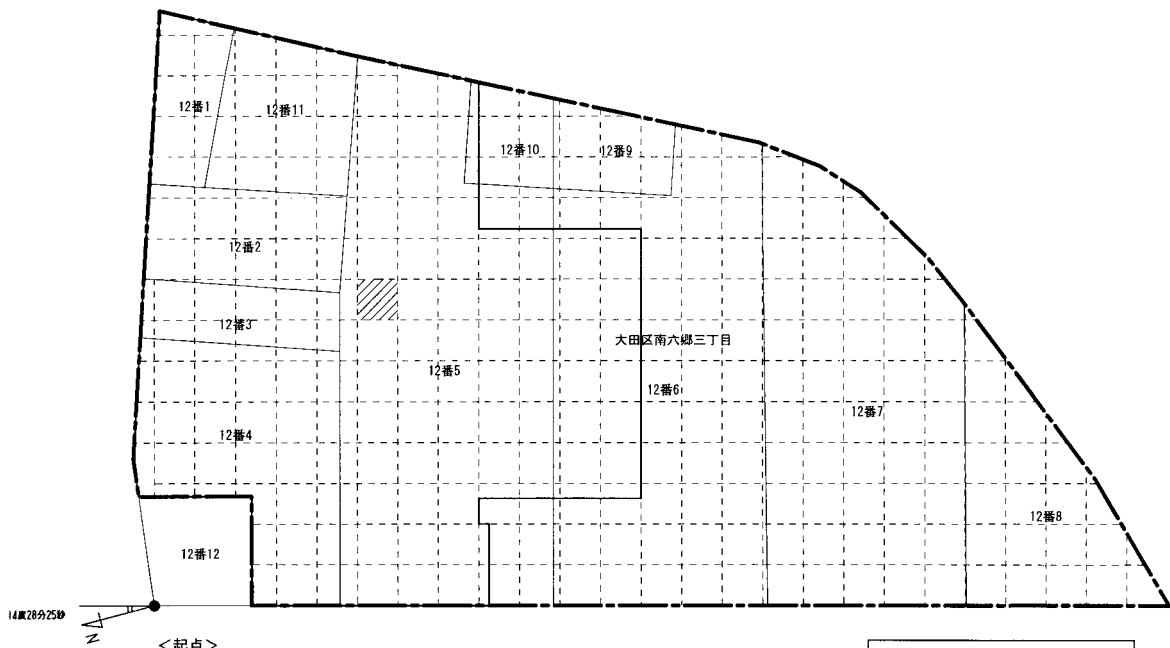
#### 一 指定を解除する区域 別図のとおり(大田区南六郷三丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特

四 定有害物質の種類 鉛及びその化合物  
 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別 図



<起点>  
 起点は、大田区南六郷三丁目12番12の最北端とする。

<格子の回転角度> 14度28分25秒  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

- <凡例>
- : 敷地境界
  - : 調査対象地
  - : 筆境界
  - - - : 単区区画境界線
  - ▨ : 指定を解除する区域

●東京都告示第千八百三十二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律  
(平成十四年法律第八十八号) 第十八条の七に規定する鳥  
獣捕獲等事業の変更認定をしたので、同法第十八条の七第  
二項において準用する同法第十八条の五第二項の規定に基  
づき、当該変更認定を受けた鳥獣捕獲等事業者(以下「変  
更認定鳥獣捕獲等事業者」という。)について次のとおり  
告示する。

平成二十八年十一月八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 変更認定鳥獣捕獲等事業者の名称  
株式会社野生動物保護管理事務所
- 二 変更認定鳥獣捕獲等事業者の住所  
東京都町田市小山ヶ丘一丁目十番十三号
- 三 変更認定鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名  
代表取締役 濱崎 伸一郎

●東京都告示第千八百三十三号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律  
第三十九号) 第三条第一項の規定により、電線共同溝を整  
備すべき道路を次のように指定する。

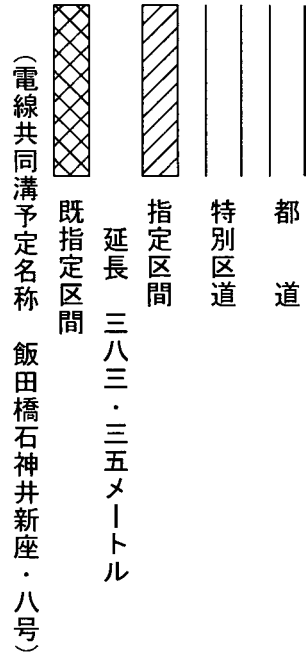
平成二十八年十一月八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 路線名 都道飯田橋石神井新座線
- 二 指定する区間 新宿区早稲田町七十九番二地先から同  
区馬場下町二番三地先まで
- 三 指定の概要 別図表示のとおり

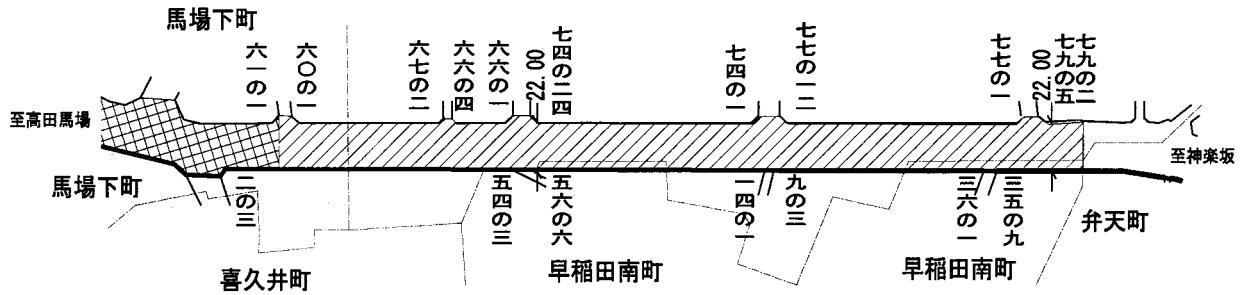
別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図  
都道飯田橋石神井新座線  
新宿区早稲田町〜馬場下町



都道飯田橋石神井新座線

新宿区  
早稲田町



公 告

東京都功労者表彰について

東京都表彰規則（昭和四十七年東京都規則第七十四号）第二条の規定に基づき、平成二十八年十一月八日表彰された方は、次のとおりである。

平成二十八年十一月八日

東京都知事 小 池 百合子

氏 名 住所

（統計功労者）

次の方々は、統計調査の実施に精励され特に優れた業績をあげられました。

大塚 伸也	墨田区
鈴木 孝	江東区
伊東 興治	大田区
濱中 美貴子	渋谷区
柳瀬 まり子	杉並区
大築 京子	中野区
五藤 照代	杉並区
市村 敦子	杉並区
鶴町 敬子	豊島区
笹目 孝蔵	北区
手嶋 一男	北区
鈴木 都志子	千葉県松戸市
前原 由美子	板橋区
足立 信子	足立区
太田 宮子	葛飾区
中島 富枝	八王子市

追田 次子 府中市  
 小倉 智恵 小平市  
 石原 すみ江 日野市  
 町田 広子 国分寺市

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年十一月八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 申請のあった年月日  
平成二十八年七月二十五日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人海の環境教育NPO *bridge*
- 三 代表者の氏名  
伊東 久枝
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都港区白金一丁目二十五番二十五号 アパルトマン白金四C
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、広く一般市民に対し、海の自然や海洋生

物をテーマとする環境教育事業および人材育成、情報発信、ネットワーク構築、調査・研究、提言などを行う。これらの活動により、自然環境とそこに生きる生物に対する興味、関心を喚起し、「生態系の一市民として地球を共有する多様な生物の視点を持ち、責任を持って行動できる人」の育成を行い、自然と人間が共生できる社会の実現に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

- 一 申請のあった年月日  
平成二十八年八月八日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人おれんじ
- 三 代表者の氏名  
杉本 照夫
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都大田区中央四丁目二十番三号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、障害者に対して、障害福祉サービスを行うことで、地域社会の保健医療と福祉の増進に寄与する。（以上原文のまま掲載）
- 一 申請のあった年月日  
平成二十八年八月八日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
NPO法人バブリング
- 三 代表者の氏名  
網谷 勇氣

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区納戸町三十五番地 パール赤石ビル五〇

一

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民、主にセクシユアル・マイノリティ(性的少数者)とそれを取り巻く人々に対して、カミングアウト支援に関する事業・コミュニケーション事業・普及啓発事業等を行うとともに、マイノリティとして分類される人々と社会を繋ぐ役割を担うことで、人々があるままに表現することができ、またその存在を許し合える社会の実現に寄与することを目的とする。  
(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年八月九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人メコン総合研究所

三 代表者の氏名

玉置 彰宏

四 主たる事務所の所在地

東京都江東区東陽三丁目八番五号 日向野ビル三階

五 定款に記載された目的

この法人は、ミャンマー、中国西南部、ラオス、タイ、カンボジア、ベトナム等メコン河流域の国・地域を中心とするアジア諸国に対して、社会福祉、経済・文化交流に関する協力支援事業並びにそれらの国に関心を持つ日本の個人、団体、企業に対して交流支援及び情報提供事業を行い、日本の当該地域理解と民間外交の推進に寄与

することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年八月十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人品川ケア協議会

三 代表者の氏名

渡邊 義弘

四 主たる事務所の所在地

東京都品川区南品川四丁目十一番一四〇三号

五 定款に記載された目的

この法人は、もっぱら高齢者、障害者を対象に、福祉サービスの重要性を認識し、品川区の福祉施策と密接な連携を図り、健全で適正な、より質の高い福祉サービスを提供するよう、福祉サービス事業が法令遵守の上、事業者倫理の保持につとめ、円滑な運営を行なえるよう、各種研修、人材養成、紹介や、各種関連する事業などを一元的に行うと共に、福祉サービス事業の育成、普及、啓発及び情報の収集と開示を行い、もって高齢者、障害者が地域の中で自立した生活が送られるよう活力ある地域社会の実現と福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に

ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において

準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。  
なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十八年十一月八日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成二十八年十一月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名

モリパークアウトドアヴィレッジ

二 店舗所在地

昭島市田中町六百十番地四ほか

三 設置者名

昭和飛行機工業株式会社

四 設置者住所

昭島市田中町六百番地

五 変更前の駐車場の

自動車の出入口の

数及び位置

四箇所 店舗北西側ほか

六 変更後の駐車場の

自動車の出入口の

数及び位置

四箇所 店舗北西側ほか

七 変更日

平成二十八年十一月八日

八 届出日

平成二十八年十月二十日

九 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十 縦覧期間

平成二十八年十一月八日から平成二十九年三月八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。



発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七  
 号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001